

大分県家畜伝染病緊急支援資金事務処理要領

大分県家畜伝染病緊急支援資金の融資に係る事務の取扱いは、大分県家畜伝染病緊急支援資金融通措置要綱（平成23年4月1日団指金第2348号。以下「措置要綱」という。）、大分県家畜伝染病緊急支援資金利子補給等補助金交付要綱（平成23年4月1日団指金第2349号。以下「交付要綱」という。）並びに県が融資機関との間に締結する大分県家畜伝染病緊急支援資金利子補給契約書によるほか、この要領によるものとする。

第1 借入手続

措置要綱第2に掲げる者が借り入れる場合の借入手続については、次のとおりとする。

- (1) 借入希望者は、家畜伝染病緊急支援資金借入申込書（第1号様式。以下「借入申込書」という。）及び大分県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が定める債務保証委託申込書に融資機関等が別途必要とする書類を添えて融資機関に提出する。
- (2) 融資機関は、内容を審査のうえ第2に規定する利子補給承認申請書を行うとともに、債務保証委託申込書に意見を附し基金協会へ送付する。
- (3) 基金協会は、融資機関から提出された書類に基づき審査のうえ保証の承諾を決定したときは、速やかに当該融資機関にその旨を連絡する。
- (4) 融資機関は、基金協会から前記の連絡を受けたときは直ちに貸付を承諾し、借入申込者にその旨を通知する。

第2 利子補給承認申請手続

融資機関は、基金協会から前記(3)に規定する連絡を受けたときは、速やかに家畜伝染病緊急支援資金利子補給承認申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）2部を借入希望者の住所地を所管する振興局長に提出する。

第3 利子補給の承認

1 振興局長の承認

- (1) 振興局長は、前記に規定する申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、利子補給の承認又は否認を決定する。
- (2) 振興局長は、利子補給を承認したときは、申請書の「承否区分」の欄に「承」と記入し、借入申込書の写しを添付のうえ、随時に団体指導・金融課長に送付する。
- (3) 利子補給を否認したときは、家畜伝染病緊急支援資金利子補給否認通知書（第3号様式。以下「否認通知書」という。）を融資機関に交付する。

2 利子補給承認通知書の作成

- (1) 団体指導・金融課長は、前記(1)により利子補給が承認されたものについて、家畜伝染病緊急支援資金利子補給承認通知書（第4号様式。以下「承認通知書」という。）を作成し、振興局長と基金協会に送付する。
- (2) 振興局長は、受理した承認通知書を速やかに融資機関へ交付する。

3 承認にあたっての留意点

貸付金は、千円単位とする。

第4 貸付実行

1 貸付実行報告

融資機関は、措置要綱第5の2の規定により、貸付を実行したときは、家畜伝染病緊急支援資金貸付実行報告書（第5号様式。以下「実行報告書」という。）に必要事項を記入し、貸付実行日、貸付額、利率、償還期限、貸出番号等が記載されている台帳の写しとともに速やかに振興局長を経由して団体指導・金融課長に提出しなければならない。

2 借入辞退・貸付未実行

融資機関は、利子補給承認を受けた者が資金の一部又は全部の借入れを辞退した場合及び貸付が未実行である場合は、実行報告書に辞退や未実行に至った経緯を記入し、振興局長を経由して団体指導・金融課長に提出するとともに、その旨を基金協会に報告する。

第5 資金管理

融資機関は、資金の貸付けに係る債権の確認保全等、善良な管理を期すこと。

第6 償還

融資機関は、償還があったときは、月締めで「償還状況報告書」(第6号様式)を作成し、振興局長を経由して翌月10日までに団体指導・金融課長に提出する。

なお、延滞した者については、関係機関と協力の基に情報を収集し、「延滞状況報告書」(第7号様式)を作成し、速やかに振興局長を経由して団体指導・金融課長に提出する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。